

猫問題の解決に向けて

千葉市動物保護指導センターでは、飼い主のいない猫にまつわる様々な地域の問題について、地域だけで解決出来ない場合には、現地訪問し現場の状況を確認したうえで、必要な指導助言等を行っています。

飼い主のいない猫にまつわる問題は、多くは身勝手な餌やりによって猫が集まり、避妊去勢していない猫が子猫を生んで増えることに起因することから、当市では、[「飼い主のいない猫避妊去勢手術」](#)を実施し、猫の世話をしている方がその猫の手術を実施するよう促すとともに、適正管理に努めることで、地域の理解を得ることに取り組みようとしています。

また、必要に応じて、千葉県動物愛護推進員と協働し、猫のお世話をしている方に、餌やりの仕方の改善や、自ら手術の実施に努めるようサポートするなどしていますが、経済的に困窮しているなど、問題解決のために多数の猫の不妊手術の実施が必要であるにも関わらず手術が実施困難と認められるなど場合は、「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用し問題解決の一助としています。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

[動物保護指導センターのトップページへもどる](#)

このページの情報発信元

保健福祉局医療衛生部生活衛生課動物保護指導センター

千葉市稲毛区宮野木町445番地1

電話：043-258-7817

ファックス：043-258-7818

dobutsuhogo.HWM@city.chiba.lg.jp

千葉市役所 法人番号 6000020121002

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分
まで

(祝休日・12月29日から1月3日を除く)

各種制度、手続、施設等に関する問い合わせ

千葉市役所コール センター 電話番号
043-245-4894

平日 午前8時30分から午後6時

土祝休日（日曜は除く）、年末年始は午前8時30分から
午後5時まで